

公益財団法人愛媛県総合保健協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人愛媛県総合保健協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、各種健診を通じて疾病に対する予防意識の改革を図るとともに、各種検査を通じて地域環境の保全に関する関心度を高め、もって地域住民の健康保持増進及び生活環境の保全改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康の保持増進に関する知識の普及啓発
- (2) 健康保持増進のための生活改善への取り組み
- (3) 健康増進に関する調査研究並びにデータ分析による資料の提供
- (4) 生活習慣病、がん、結核及びその他の疾病の予防及び早期発見に必要な各種健診検査
- (5) 生活環境の保全改善に関する検査調査及び知識の普及啓発
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本協会の基本財産とする。

2 基本財産は、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算書)

第7条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本協会に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に際し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 本協会の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 役員の損害賠償責任の全部又は一部免除
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会での決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、開催した評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。議長は議決に加わらず、可否同数のときに裁決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 役員の損害賠償責任の一部免除
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、出席した評議員全員が、2候補以上の選任案を一括して採決することに同意した場合には、この限りでない。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から指名された評議員が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会は、その決議によって、理事の中から次の役職に就く者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 専務理事 2名以内
- (4) 常務理事 2名以内

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 本協会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 本協会の監事には、本協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議

員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して、組織を総覧し、その対外的業務を主導する。

3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して業務を統括し、協会の事業の遂行を指導する。

4 専務理事及び常務理事は、会長及び理事長の業務を補佐するとともに、理事会で別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（2）本協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。

（3）評議員会及び理事会に出席し、必要な場合は意見を述べること。

（4）理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

（5）その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第99条から104条に規定する監事の職務を行使すること。

（役員の任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事及び監事の定年については、評議員会において別に定める定年に関する基準による。

（役員の解任）

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

(顧問)

第29条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、本協会の重要な事項について理事長の諮問に応じるほか、理事会に出席して意見を述べることができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用し、報酬は支給しない。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第33条 理事長は、理事会開催日の5日前までに、理事及び監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項の通知は、理事及び監事の承諾を得て電磁的方法で行うことができる。

3 前2項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が出席できないときは、専務理事又は常務理事が当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって決する。議長は議決に加わらず、可否同数のときに裁決権を有する。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局、事業局及び診療所

(設置)

第38条 本協会の業務を処理するため、事務局、事業局及び診療所を置く。

2 事務局、事業局及び診療所に所要の職員を置く。

3 事務局長、事業局長及び診療所長は、理事長が理事会の承認を経て任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局、事業局及び診療所の組織及び運営に関し重要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第41条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第

40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、愛媛県において発行される愛媛新聞に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第44条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は、久野梧郎とする。
- 4 本協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

今井洋子 須賀博文 福井敬三 秦 榮子 岩田 猛
光峰常美 山内定樹

別表

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

(第 5 条関係)

財 産 種 別	場所・物量等
定期預金	100,000,000 円 伊予銀行松山駅前支店

附 則

- 5 この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行
- 6 この改正は、平成 31 年 3 月 25 日から施行
- 7 この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行
- 8 この改正は、令和 7 年 1 月 1 日から施行

9 この改正は、令和 8 年 7 月 1 日から施行